

# 建築物省エネ法（第41条）に基づく 省エネ基準適合認定（表示認定）手数料について

横浜市 建築局

省エネ基準適合認定（表示認定）の認定申請手数料は、認定の対象建築物（一戸建て住宅・一戸建て住宅以外の建築物）によって手数料の算定方法が異なります。また、更に住戸部分、共用部分、非住宅部分の評価方法によっても、手数料額が異なります。

ただし、横浜市への申請前にあらかじめ登録住宅性能評価機関等の技術的審査等を受けるなど、認定申請時に建築物全体の「省エネ基準適合に関する証明書等」を提出する場合には、認定申請手数料は無料となります。

なお、登録住宅性能評価機関等の技術的審査等には審査料等が別途発生します。

## 「省エネ基準適合に関する証明書等」とは…

次の㉠～㉦などがあります。

※ 別途、検査済証等の提出が必要な場合があります。詳細はお問合せください。

- ㉠ 登録住宅性能評価機関等の技術的審査適合証
- ㉡ 建築物省エネ法第35条に基づく省エネ性能向上計画認定の通知書〔建築物全体認定のもの〕（写）
- ㉢ 低炭素建築物新築等計画の認定通知書〔建築物全体認定のもの〕（写）
- ㉣ 品確法第6条第3項に基づく建設住宅性能評価書（断熱等性能と一次エネルギー消費量性能がどちらも等級4以上のもの ※）  
（※ 平成28年4月1日前に完成した建築物については、一部基準が異なります。）
- ㉤ 建築物省エネ法に基づく適合判定通知書や届出書（省エネ基準に適合しているもの）

## 1 一戸建て住宅の場合

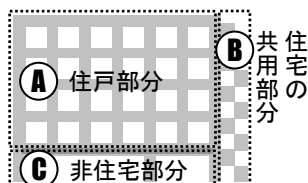
一戸建て住宅の認定を申請する場合、認定申請手数料は住宅の床面積の区分に応じて次の金額となります。

区分	省エネ基準適合に関する証明書等を提出しない場合	
	モデル住宅法・仕様基準（※）	性能基準
200㎡未満	12,000円	29,000円
200㎡以上	14,000円	34,000円

※ 外皮及び一次エネルギー消費量ともにモデル住宅法や仕様基準により評価したものに限りません。

## 2 一戸建て住宅以外の建築物の場合

一戸建て住宅以外の建築物の認定を申請する場合、認定申請手数料は、建築物の住戸の総数と住宅の共用部分や非住宅部分それぞれの床面積に応じて、裏面の表㉠～㉣の区分により算出した金額の合計となります。



住宅部分 — 住戸部分 ———— 住戸の総数に応じて表 ㉠ 参照  
 — 共用部分 ———— 床面積に応じて表 ㉡ 参照  
 非住宅部分 ———— 床面積に応じて表 ㉢ 参照

認定申請手数料 = ㉠ + ㉡ + ㉢ の合計金額

**A** 住戸部分 住戸の総数に応じて次の金額となります。

区分	省エネ基準適合に関する証明書等を提出しない場合	
	仕様基準(※)	性能基準
1戸	12,000円	29,000円
2～5戸	24,000円	60,000円
6～10戸	32,000円	80,000円
11～25戸	44,000円	110,000円
26～50戸	62,000円	150,000円
51～100戸	79,000円	200,000円
101～200戸	98,000円	250,000円
201～300戸	130,000円	330,000円
301戸以上	170,000円	410,000円

※ 外皮及び一次エネルギー消費量ともに仕様基準により評価したものに限りません。

**B** 共用部分 床面積の合計に応じて次の金額となります。

区分	省エネ基準適合に関する証明書等を提出しない場合	
	共用部分の一次エネルギー消費量を 計算しない評価方法(※)	共用部分の一次エネルギー消費量を 計算する評価方法
300㎡未満	0円	100,000円
300㎡以上 1,000㎡未満	0円	120,000円
1,000㎡以上 2,000㎡未満	0円	160,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	0円	200,000円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	0円	230,000円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	0円	270,000円
25,000㎡以上	0円	300,000円

※ 住戸部分を仕様基準により評価した場合も含まれます。

**C** 非住宅部分 床面積の合計に応じて次の金額となります。

区分	省エネ基準適合に関する証明書等を提出しない場合	
	モデル建物法(※)	モデル建物法以外 (標準入力法、BEST等)
300㎡未満	78,000円	220,000円
300㎡以上 1,000㎡未満	97,000円	280,000円
1,000㎡以上 2,000㎡未満	120,000円	340,000円
2,000㎡以上 5,000㎡未満	160,000円	450,000円
5,000㎡以上 10,000㎡未満	180,000円	520,000円
10,000㎡以上 25,000㎡未満	210,000円	610,000円
25,000㎡以上	240,000円	670,000円

※ 外皮及び一次エネルギー消費量ともにモデル建物法により評価したものに限りません。また、300㎡未満のときに使用できる小規模版モデル建物法を含みます。

例えば、総住戸30戸、共用部分100㎡、店舗部分500㎡の建築物の認定を申請する際に、省エネ基準適合に関する証明書等を提出しない場合で、住戸部分の評価方法に性能基準、更に共用部分の一次エネルギー消費量を計算しない評価方法で、店舗部分の評価方法にモデル建物法を使用したときの認定申請手数料は

**A** 150,000円 + **B** 0円 + **C** 97,000円 = 247,000円 となります。

**注意!! 省エネ基準適合認定（表示認定）は、建物完成後に建物所有者が申請してください。  
また、省エネ基準適合認定（表示認定）は、建築物の一部の認定はできません。**

■建築物省エネ法に基づく省エネ基準適合認定（表示認定）制度に関するお問合せ先■

横浜市 建築局 建築企画課 建築環境担当 TEL 045-671-4526  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階